

輪島市監査公表第 43 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 4 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月25日（水） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○水道事業においては、少子高齢化の進行に伴う給水人口の減少や、節水型器機等の普及により、使用量増による事業収益の増加は困難な状況となっている。しかし、今年度の上半期決算については、NHKドラマの「まれ効果」やキリコ会館や輪島塗会館の建設に伴ったと思われる観光客等の集客増の影響により、一時的とはいえ事業収益が昨年度より増額したのは喜ばしいことである。水道事業については、企業債償還金及び老朽管の布設替等で、今後とも多額の費用が見込まれるが、これからも、水道加入促進に尽力され、安全で良質な給水サービスの充実に努められたい。

○水道料金未納者が悪質と判断した場合、給水停止の措置をとり、徴収納付に強力な対応を取ることは理解できる。公平性の維持を図るうえで、当該者に支払能力のある場合には、厳格な対応の研究・検討をお願いしたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

現実の対応では困難が予想されるが、引きつづき滞納額縮小に向け積極的に取り組まれたい。